

板橋区議会議長 様



東京二十三区清掃一部事務組合議会議員

田 中 しゅんすけ

東京二十三区清掃一部事務組合議会について（報告）

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

令和7年第3回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会付議状況

令和7年9月26日開催

| 議案番号   | 件 名                              | 要 旨   | 議決結果等 |
|--------|----------------------------------|---|-------|
| 議案第32号 | 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意について      | 組合規約第13条第2項の規定に基づき、財務管理及び事業の経営管理についての専門知識又は経験を有する者のうちから監査委員を選任する必要があるため、以下の者を選任する。<br>橋本 正彦 氏   | 同 意   |
| 議案第33号 | 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第2号） | 1 歳入歳出予算の補正<br>歳入歳出それぞれ119,600千円を追加し、補正後の予算額を104,992,723千円と定める。<br>2 債務負担行為の補正<br>追加事業数は1事業とする。 | 原案可決  |

| 議案番号   | 件名   | 要旨   | 議決結果等 |
|--------|--|--|-------|
| 議案第34号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、妊娠又は出産等の申出をした職員及び三歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置について定めるため、改正を行う。<br>【施行期日】<br>この条例は令和7年10月1日から、附則第2項の規定は公布の日から施行する。 | 原案可決  |
| 議案第35号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例       | 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の承認に係る要件等の規定を整備する必要があるため、改正を行う。<br>【施行期日】<br>令和7年10月1日   | 原案可決  |
| 議案第36号 | 大田清掃工場第一工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について          | 【契約金額】404,800,000円<br>【契約の相手方】<br>株式会社タクマ<br>代表取締役社長 濱田 州朗<br>【代理人】<br>株式会社タクマ<br>東京支社 支社長 田邊 靖  | 可決    |
| 議案第37号 | 千歳清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について              | 【契約金額】364,540,000円<br>【契約の相手方】<br>川崎重工業株式会社<br>代表取締役 橋本 康彦   | 可決    |
| 議案第38号 | 練馬清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について              | 【契約金額】360,030,000円<br>【契約の相手方】<br>JFEエンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長 福田 一美   | 可決    |
| 議案第39号 | 足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について              | 【契約金額】991,100,000円<br>【契約の相手方】<br>荏原環境プラント株式会社<br>代表取締役社長 甲斐 正之<br>【代理人】<br>荏原環境プラント株式会社<br>営業第一部 部長 塩原 利康   | 可決    |

| 議案番号   | 件 名                                  | 要 旨  | 議決結果等 |
|--------|--------------------------------------|--|-------|
| 議案第40号 | 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の契約変更について       | <p>当該建設地を含む地区の都市計画変更に伴い、建築基準法に基づき、建設中の施設を準耐火建築物から耐火建築物として整備すること、また、準備工事により発見された、工事に支障のある地中障害物の撤去処分を行うため、増額の変更契約を行う。</p> <p>【契約の相手方】<br/> 極東開発・東急・岩田地崎特定建設工事共同企業体<br/> 極東開発工業株式会社<br/> 代表取締役 布原 達也</p> <p>【復代理人】<br/> 極東開発工業株式会社 東京本部<br/> 取締役 常務執行役員 環境事業部長 堀本 昇</p> <p>【変更前契約金額】<br/> 46,029,830,000 円</p> <p>【変更後契約金額】<br/> 47,607,230,000 円</p> <p>【差引増加額】<br/> 1,577,400,000 円</p> | 可 決   |
| 議案第41号 | 財産（土地及び建物）の取得について                    | <p>都市計画に基づき、渋谷清掃工場建設事業用地（緩衝緑地及び資材置場）として、財産を取得する。</p> <p>【取得する財産】土地及び建物<br/> 【取得金額】100,325,749円</p>   | 可 決   |
| 認定第1号  | 令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について | <p>【一般会計】</p> <p>歳入決算額 101,278,101,958 円<br/> 歳出決算額 98,372,148,035 円<br/> 差引残額 2,905,953,923 円</p>   | 認 定   |

| 議案番号  | 件名              | 要旨   | 議決結果等 |
|-------|-----------------|--|-------|
| 報告第3号 | 専決処分した事件の報告について | <p>新たに掘削する埋設配管ルート及び付属棟範囲に土壌汚染が確認されていることに伴いその処分を行うこと、また、電力会社が送電電力を制御する制度が導入されたことにより必要な装置を追加設置するため、契約金額が増額となった。</p> <p>【契約件名】江戸川清掃工場建替工事<br/> 【専決処分年月日】令和7年7月8日<br/> 【変更前契約金額】62,637,564,000円<br/> 【変更後契約金額】62,848,134,800円<br/> 【変更増減額】210,570,800円<br/> 【増減率】0.34%</p> |       |